

# 株式交換に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号  
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2023年8月25日

株式会社テリロジーホールディングス

2023年8月25日

## 株式交換に関する事後開示書面

東京都千代田区九段北一丁目13番5号  
株式会社テリロジーホールディングス  
代表取締役社長 阿部 昭彦

東京都台東区浅草橋一丁目34番9号  
クレシード株式会社  
代表取締役社長 笹田 英則

株式会社テリロジーホールディングス（以下、「テリロジーホールディングス」といいます。）及びクレシード株式会社（以下、「クレシード」といいます。）は、2023年7月27日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、テリロジーホールディングスを株式交換完全親会社、クレシードを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

つきましては、会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2023年8月25日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - （1） 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第784条の2の規定による請求を行ったクレシードの株主はおりませんでした。
  - （2） 会社法第785条の規定による手続の経過  
会社法第785条の規定による請求を行った株主はおりませんでした。
  - （3） 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び789条（債権者異議）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による  
手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社  
法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、テリロジーホールディングスに移転したクレシードの株式の  
数は40株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) テリロジーホールディングスは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株  
式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式  
交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反  
対する旨を通知したテリロジーホールディングスの株主はおりませんでした。

(2) クレシードは、会社法第784条第1項の規定により、本株式交換契約について会  
社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

(3) テリロジーホールディングスは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のク  
レシードの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、テリロジーホールディ  
ングスを除きます。）に対し、その所有するクレシードの株式1株に対してテリ  
ロジーホールディングスの株式2,247.5株の割合をもってテリロジーホールディン  
グスの自己株式を割当交付しました。なお、テリロジーホールディングスが割当  
交付したテリロジーホールディングスの普通株式の合計は89,900株であり、そのす  
べてをテリロジーホールディングスが保有する自己株式により充当したため、新  
たな株式の発行は行っておりません。

(4) 本株式交換に伴う、テリロジーホールディングスの資本金及び準備金の額の変

動はございません。

以上